

ふるさと長瀬応援寄附金返礼品協力事業者募集要項

1. 目的

ふるさと納税制度を活用し、長瀬町（以下「町」という。）の取組を応援していただける寄附者を増やし、町の魅力を発信していくとともに、地元特産品等のPR、販路促進及び地域産業の活性化等を図ります。

については、町外在住の寄附者にお礼の品として贈呈する商品やサービス等（以下「返礼品」という。）を提供していただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2. 協力事業者の要件

協力事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることとします。

- (1) 次のいずれかに該当している法人・団体又は個人事業者（以下この号において「法人等」という。）であること。
 - ア 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがある法人等
 - イ 町長が特に認めた法人等
- (2) 各種法令に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (3) 町税の滞納がないこと。
- (4) 長瀬町暴力団排除条例（平成24年長瀬町条例第10号）第2条に該当しないこと。
- (5) 個人情報を適切に取り扱うことができること。

3. 返礼品の要件

返礼品は、次に掲げる要件のいずれかを満たしていることとします。

- (1) 町内において生産されたものであること。
- (2) 町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- (3) 町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- (4) 町内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- (5) 町の広報の目的で生産された町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- (6) 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

- (7) 町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が町に相当程度関連性のあるものであること。
- (8) 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
- イ 町が近隣の他の市町村と共同でこれらの市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 埼玉県が埼玉県内の複数の市町村と連携し、当該連携する市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを埼玉県及び当該市町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 埼玉県が埼玉県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町村を認定し、当該地域資源を当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- (9) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること

4. 返礼品の価格

返礼品の価格は、寄附金額の3割以下（消費税、梱包費用を含む。）となるように設定してください（協力事業者が返礼品の価格を設定し、その後、町で寄附金額を設定します。）。

5. 費用の負担

(1) 協力事業者の負担する費用

原則、事業者及び返礼品登録・掲載に係る費用は発生しません。

※返礼品代金が指定の口座に振り込まれる際に、振込手数料が、返礼品代金より差し引かれます。

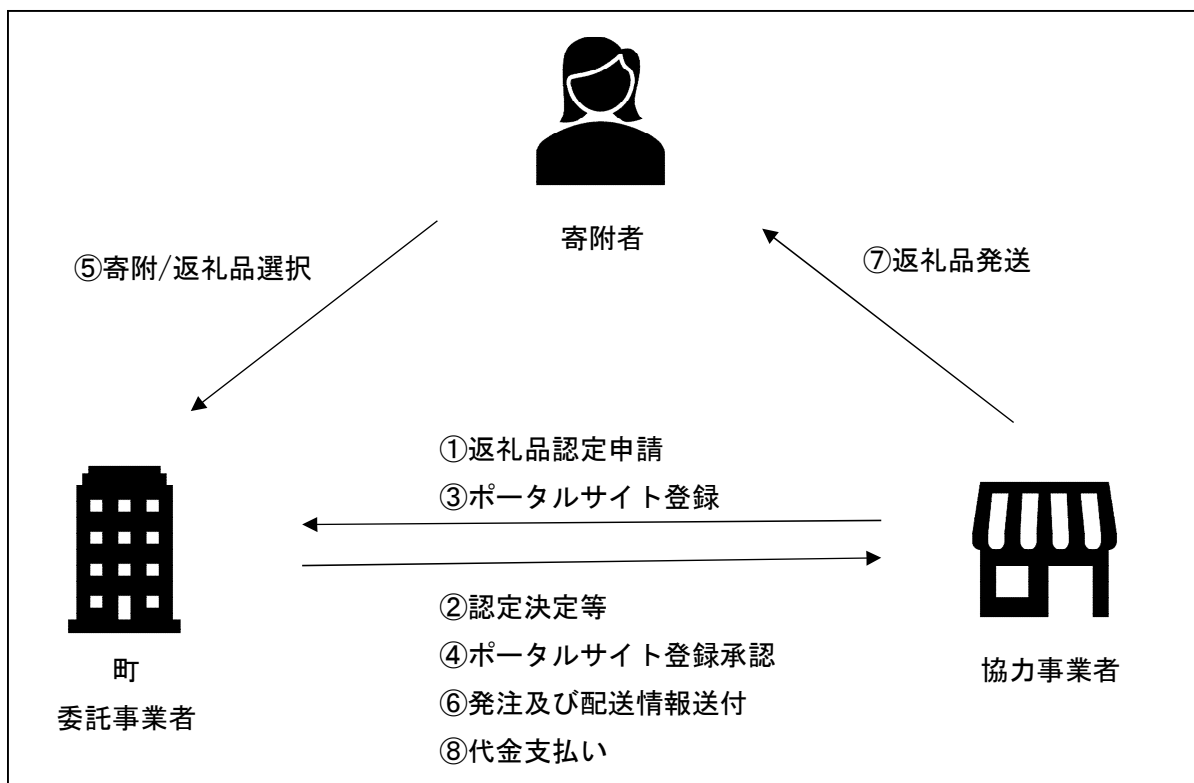
※寄附者からの商品の品質等に関するクレーム等により商品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用を負担していただく場合があります。

(2) 町の費用負担

- ・ポータルサイトへの返礼品掲載に係る手数料及び委託料
- ・決済に係る手数料
- ・返礼品代金及び配送料

	返礼品代金 振込手数料	返礼品掲載手数料 決済手数料	商品代金	配送料
協力事業者	○	×	×	×
町	×	○	○	○

6. ふるさと納税事業の流れ



7. 申し込み方法

(1) 申込期間

随時募集を行います。14. 問合せ及び申込先までご連絡ください。

(2) 提出書類

- ① ふるさと長瀬応援寄附金返礼品認定申請書（様式第1号）
- ② 返礼品の写真

8. 返礼品の認定

本要項に基づき申請内容を審査し、決定内容をふるさと長瀬応援寄附金返礼品承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者へ通知します。

9. 返礼品の取り止めについて

返礼品の取り止めについては、ふるさと長瀬応援寄附金返礼品認定中止届出書（様式第3号）を提出してください。

10. 返礼品の変更について

返礼品の変更については、ふるさと長瀬応援寄附金返礼品認定変更届出（様式第4号）を提出してください。

11. 委託事業者について

ふるさと納税事業の効果的・効率的な運営を図り、寄附者データ等の適正管理に万全を期すため、町は本業務を指定する委託事業者に委託しています。

12. その他留意事項

- (1) 協力事業者は、認定を受けた返礼品を変更・中止する場合は、速やかに町へ報告してください。
- (2) 協力事業者は、返礼品の発送の遅延、発売中止、品質及び発送過程での事故等の問題が発生した場合には、速やかに町及び委託事業者へ報告してください。
- (3) 返礼品の提供に係るトラブル等に関しては、協力事業者の責任において処理を行うものとします。また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について速やかに町及び委託事業者へ報告してください。なお、品質等による保証については、協力事業者が行うこととします。
- (4) 町は、協力事業者が本要項3に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を取り消すことがあります。

13. 個人情報の取扱いについて

協力事業者は、個人情報の取扱いについて、長瀬町個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。提供された寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

14. 問合せ及び申込先

長瀬町役場 企画財政課

住所 369-1392 長瀬町大字本野上1035番地1

電話 0494-66-3111 内線222

FAX 0494-66-0894

Mail furusato@town.nagatoro.saitama.jp

様式第 1 号

ふるさと長瀬応援寄附金返礼品認定申請書

年 月 日

長瀬町長 様

所在地（住所）

事業者名

代表者名（氏名）

ふるさと長瀬応援寄附金返礼品提供事業者募集要項に基づき、必要書類を添えて申請します。なお、ふるさと長瀬応援寄附金返礼品提供事業者募集要項に定められた募集の要件を満たすことを誓約します。

商品名 (セット名)			
内容 (内訳)	※商品の写真を添付		
商品価格 (税込み)	円	参考送料 円 ※長瀬町～東京までとして計算してください	配送方法 <input type="checkbox"/> 常温・ <input type="checkbox"/> 冷蔵・ <input type="checkbox"/> 冷凍
販売、発送 可能時期	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定 (発送可能時期 月 ~ 月) <input type="checkbox"/> 個数限定 (個限定、発送可能時期 月 ~ 月)		
商品の説明 (PR)			
事業者情報	HP (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) HPアドレス : 連絡先 担当者 電 話 — — F A X — — 電子メール		

※「販売、発送可能時期、事業者情報」欄は該当する個所をチェックし、必要事項を記入してください。その他、事業者の概要が分かるパンフレット等があれば添付してください。

様式第2号

第 号
年 月 日

様

長瀬町長

(公印省略)

ふるさと長瀬応援寄附金返礼品認定承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、ふるさと長瀬応援寄附金返礼品提供事業者募集要項に基づき通知します。

記

1 商品名（セット名）

2 決定の区分 承認 ・ 不承認（理由： ）

様式第3号

ふるさと長瀬応援寄附金返礼品認定中止届出書

年 月 日

長瀬町長 様

所在地（住所）

事業者名

代表者名（氏名）

ふるさと長瀬応援寄附金返礼品提供事業者募集要項に基づき、次のとおり届出します。

商 品 名 (セット名)	
中止する理由	
中止する期日	
連 絡 先	担当者 電 話 — — F A X — — 電子メール

様式第 4 号

ふるさと長瀬応援寄附金返礼品認定変更届出書

年 月 日

長瀬町長 様

所在地（住所）

事業者名

代表者名（氏名）

ふるさと長瀬応援寄附金返礼品提供事業者募集要項に基づき、次のとおり届出します。

商 品 名 (セット名)	
変更する理由	
変更箇所	
ページ更新 依頼日	年 月 日 ※この届出書を提出した日から1か月以降の日にする
連 絡 先	担当者 電 話 — — F A X — — 電子メール